締約国に関する情報 ＬＹ	リ　ビ　ア 一　般　情　報	附属書　Ｂ１ ＬＹ
国内官庁の名称	Libyan Industrial Property Office （リビア産業財産庁）	
所在地	Industrial Research Center, Tajoura, P.O.Box 3633, Tripoli, Libya	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(218-21) 369 15 12, 369 15 18 lipo@irc.org.ly http://www.irc.org.ly (218-21) 369 00 28	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理しない	
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2)）	用意なし	
リビアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	ＷＩＰＯ国際事務局又はリビア産業財産庁	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい	
リビアが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁[2]	リビア産業財産庁	
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	特許，追加特許	

［次頁に続く］

1　ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

2　対応する国内段階を参照されたい。

ＬＹ	リ　ビ　ア（続き）	ＬＹ
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するリビアの規定（ＰＣＴ第15条）	な　し	
国際公開に基づく仮保護	な　し	
リビアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
リビアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は出願後に提出することができる。発明者に関する情報がＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合，管轄官庁は通知を受領した日から２か月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	な　し	